

The background of the slide features abstract, overlapping geometric shapes in various shades of blue, ranging from light sky blue to deep navy blue, creating a modern and professional look.

第2回 かほく市上下水道料金等検討委員会 資料

令和7年7月
かほく市上下水道課

目次

1. 料金決定の基本原則
2. 料金改定案と財政への影響
3. 料金の改定案について

1. 料金決定の基本原則

1-1. 下水道事業経営の原則

独立採算制の原則

事業に伴う収入（下水道使用料）によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算制の原則**」が適用されます。

雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業における経費負担区分の基本前提として、雨水処理は公費、汚水処理は私費という「**雨水公費・汚水私費の原則**」があり、雨水処理に要する経費など、公費（一般会計負担金：税金）で負担すべき経費は、国により「**繰出基準（基準内繰出）**」として定められています。

受益者負担金の原則

汚水処理に要する経費は、下水道使用料で賄うことが原則です。これは、汚水を排除する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人（受益者）が特定されているため、利益を受けている人が経費を負担するという「**受益者負担の原則**」の考えによるものです。

1. 料金決定の基本原則

1-2. 使用料で賄うべき経費について

使用料で賄うべき経費

=

污水处理費

污水处理費とは...

下水道の管理に要する
経費のうち、汚水に係
る維持管理費と資本費
の合計のことです

污水处理費の構成

【維持管理費】

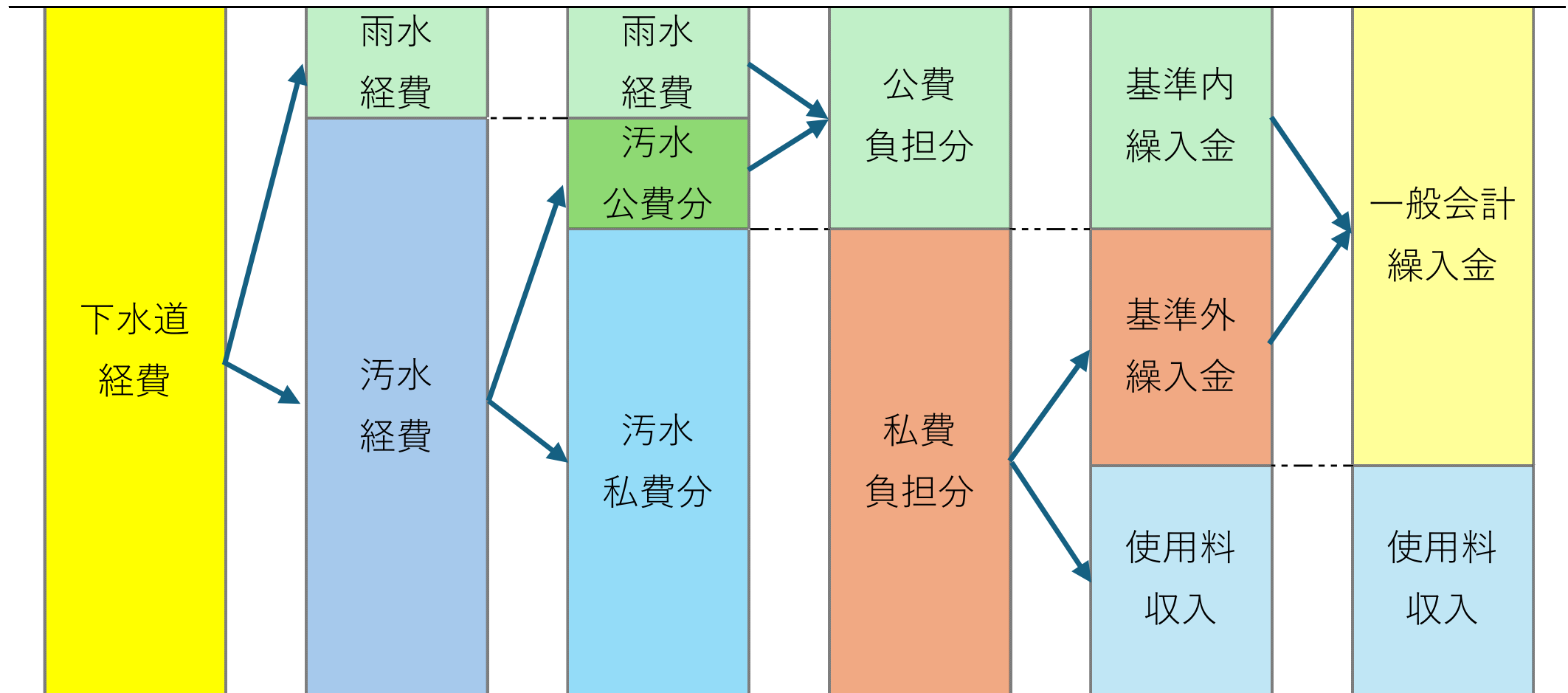
- ・ 処理場・ポンプ場の運転費・維持管理費
- ・ マンホールポンプ場の運転費・維持管理費
- ・ 管渠・マンホールの維持管理費

【資本費】

- ・ 減価償却費
- ・ 企業債利子

1. 料金決定の基本原則

1-3. 下水道事業の経費の内訳について



2. 料金改定案と財政への影響

2-1. 基準外繰入金で補てんすることについて

基準外繰入金とは総務省が示す基準内繰入と下水道使用料をあわせても、下水道経費が賄えない分を市の一般会計から補てんすること。

市の一般会計

- ・ 民生費 ・ 衛生費 ・ 労働費 ・ 農林水産費 ・ 商工費
- ・ 土木費 ・ 消防費 ・ 教育費 ・ 災害復旧費 ・ ・ ・ など



基準外繰入金で補てんすることは

- ・ 市の一般会計を圧迫し、他の市民サービスに影響を及ぼす可能性がある。

2. 料金改定案と財政への影響

2-2. 下水道料金の留意事項や必要性について

社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件

使用料改定の必要性の検証に関する要件

- 公営企業会計の導入済み地方公共団体について
 - ・少なくとも**5年に1回の頻度**経費回収率の向上に向けたロードマップを策定すること。
 - 以下のいずれかに該当する場合、汚水処理に関する事業について重点配分の対象としない。
 - ①ロードマップに定めた業績目標を達成しなかった場合
 - ②a.供用開始後**30年以上経過**
 - b.使用料単価が**150円/m³未満**
 - c.経費回収率が**80%未満**
 - d.15年以上使用料改定を行っていない
- 以上4つの要件すべてを満たす場合

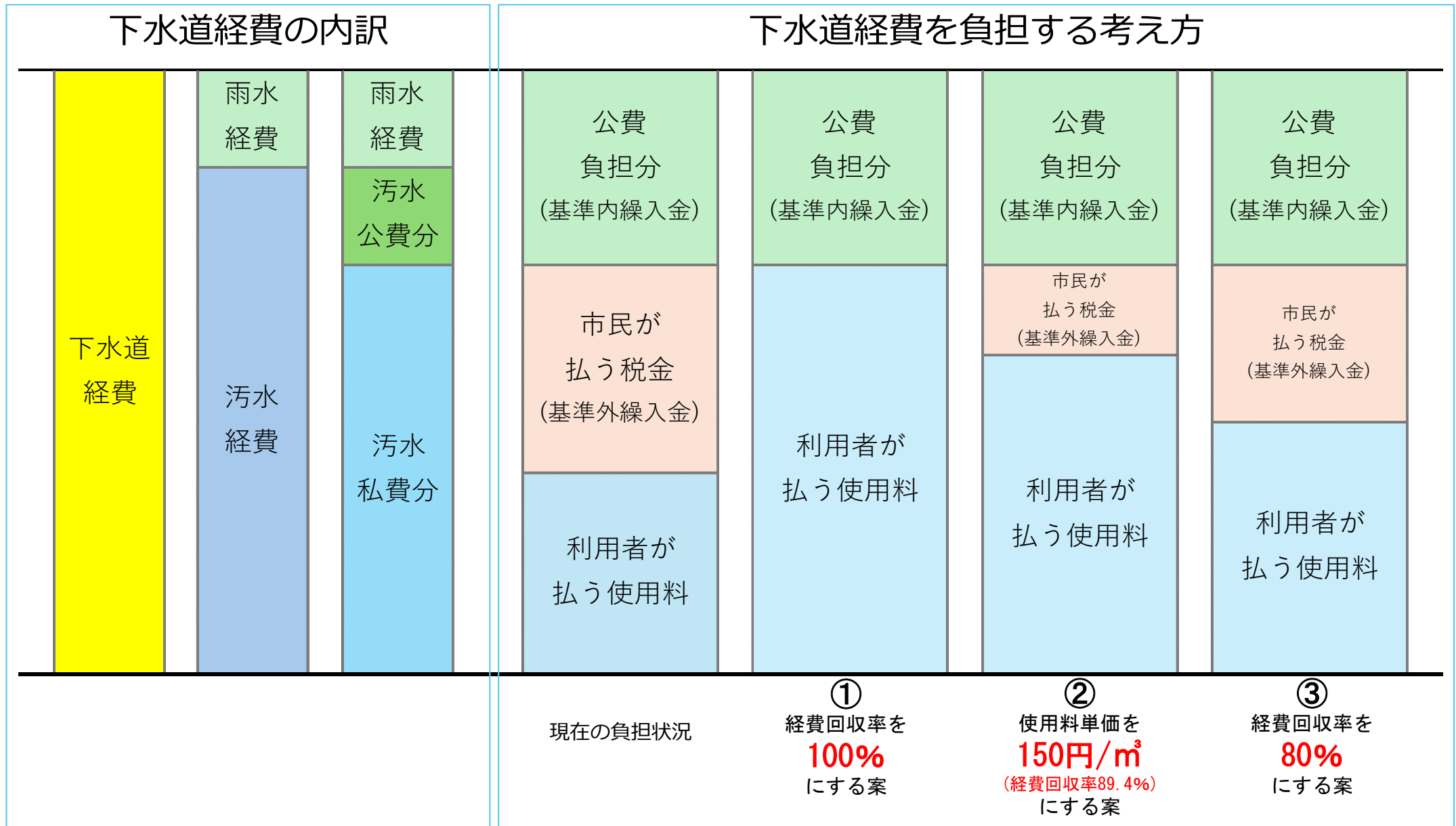
かほく市の現状(令和6年度決算見込み)

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップの策定 : 令和6年度かほく市下水道事業経営戦略を策定 : **OK**
- ②-a.下水道供用開始年度 : 平成2年度 (供用開始後 35年経過) : **NG**
- ②-b.使用料単価 : 117.18円/m³ (150円/m³未満) : **NG**
- ②-c.経費回収率 : 71.85% : **NG**
- ②-d.直近の使用料改定年度 : 平成23年4月改定 (令和8年度で15年経過) : **OK (令和8年度にNG)**

国は、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、上記の**要件を満たさない場合**は、汚水処理に関する事業について社会資本整備総合交付金の**重点配分の対象としないこと**としています。

3. 料金の改定案について

3-1. 下水道経費の内訳と負担について



3. 料金の改定案について

3-2. 改正案①経費回収率100% (改定率49.1%)

案1：経費回収率100%

※金額は税抜き

表1：使用料単価

使用料 単価	基本料金		超過料金①		超過料金②		超過料金③		公衆浴場用	
	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)
現行	～8	840	9～	115	51～	125	100～	135	1～	40
案1		1,252	50	171	100	186		201		60
負担増	412		56		61		66		20	

表2：使用水量別使用料

使用 水量別	10m³/月		20m³/月		30m³/月		40m³/月		50m³/月		100m³/月	
	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位
現行	1,070	18	2,220	18	3,370	18	4,520	17	5,670	17	11,920	17
案1	1,594	5	3,304	3	5,014	3	6,724	3	8,434	3	17,734	3
負担増	524		1,084		1,644		2,204		2,764		5,814	

表3：使用料金収入の見込み

(単位：千円)

調定年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	5箇年平均
現行	377,085	375,878	374,675	373,439	372,095	374,634
案1	562,074	560,275	558,481	556,639	554,636	558,421
増減額	184,989	184,397	183,806	183,200	182,541	183,787

使用料改定率 49.1%
 使用料単価 168.24円/m³
 経費回収率 100%

3. 料金の改定案について

3-2. 改正案②使用料単価150円/m³ (改定率32.9%)

案2：使用料単価150円/m³

※金額は税抜き

表1：使用料単価

使用料 単価	基本料金		超過料金①		超過料金②		超過料金③		公衆浴場用	
	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)
現行	～8	840	9～	115	51～	125	100～	135	1～	40
案2		1,116	50	153	100	166		179		53
負担増	276		38		41		44		13	

表2：使用水量別使用料

使用 水量別	10m ³ /月		20m ³ /月		30m ³ /月		40m ³ /月		50m ³ /月		100m ³ /月	
	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位
現行	1,070	18	2,220	18	3,370	18	4,520	17	5,670	17	11,920	17
案2	1,422	11	2,952	11	4,482	11	6,012	8	7,542	8	15,842	9
負担増	352		732		1,112		1,492		1,872		3,922	

表3：使用料金収入の見込み

(単位：千円)

調定年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	5箇年平均
現行	377,085	375,878	374,675	373,439	372,095	374,634
案2	501,132	499,528	497,929	496,287	494,500	497,875
増減額	124,047	123,650	123,254	122,848	122,405	123,241

使用料改定率 32.9%
 使用料単価 150.00円/m³
 経費回収率 89.4%

3. 料金の改定案について

3-2. 改正案③経費回収率80% (改定率19.2%)

案3：経費回収率80%

※金額は税抜き

表1：使用料単価

使用料 単価	基本料金		超過料金①		超過料金②		超過料金③		公衆浴場用	
	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)	水量(m³)	金額(円)
現行	～8	840	9～	115	51～	125	100～	135	1～	40
案3		1,001	50	137	100	149		161		48
負担増	161		22		24		26		8	

表2：使用水量別使用料

使用 水量別	10m³/月		20m³/月		30m³/月		40m³/月		50m³/月		100m³/月	
	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位	金額(円)	県内順位
現行	1,070	18	2,220	18	3,370	18	4,520	17	5,670	17	11,920	17
案3	1,275	12	2,645	12	4,015	12	5,385	13	6,755	14	14,205	13
負担増	205		425		645		865		1,085		2,285	

(単位：円)

表3：使用料金収入の見込み

(単位：千円)

調定年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	5箇年平均
現行	377,085	375,878	374,675	373,439	372,095	374,634
案3	449,659	448,220	446,785	445,311	443,709	446,737
増減額	72,574	72,342	72,110	71,872	71,614	72,102

使用料改定率 19.2%
 使用料単価 134.59円/m³
 経費回収率 80%

3. 料金の改定案について

3-3. 改正案別使用料単価まとめ

単位(水量：m³、金額(税抜)：円、円／m³)

使用料 単価	基本料金			超過料金①			超過料金②			超過料金③			公衆浴場用		
	水量	金額	負担増	水量	金額	負担増	水量	金額	負担増	水量	金額	負担増	水量	金額	負担増
現行	～8	840		9～50	115		51～100	125		100～	135		1～	40	
改正案① 経費回収率 100% (改定率:49.1%)		1,252	412		171	56		186	61		201	66		60	20
改正案② 使用料単価 150円/m ³ (改定率:32.9%)		1,116	276		153	38		166	41		179	44		53	13
改正案③ 経費回収率 80% (改定率:19.2%)		1,001	161		137	22		149	24		161	26		48	8

3. 料金の改定案について

3-3. 改正案別下水道使用料まとめ

(税抜き、単位：円)

	10m ³ /月		20m ³ /月		28m ³ /月 ※	30m ³ /月		40m ³ /月		50m ³ /月	
		県内 順位		県内 順位			県内 順位		県内 順位		県内 順位
現行	1,070	18	2,220	18	3,140	3,370	18	4,520	17	5,670	17
改正案① 経費回収率 100%	1,594	5	3,304	3	4,672	5,014	3	6,724	3	8,434	3
	(+524)		(+1,084)		(+1,532)	(+1,644)		(+2,204)		(+2,764)	
改正案② 使用料単価 150円/m ³	1,422	11	2,952	11	4,176	4,482	11	6,012	8	7,542	8
	(+352)		(+732)		(+1,036)	(+1,112)		(+1,492)		(+1,872)	
改正案③ 経費回収率 80%	1,275	12	2,645	12	3,741	4,015	12	5,385	13	6,755	14
	(+205)		(+425)		(+601)	(+645)		(+865)		(+1,085)	

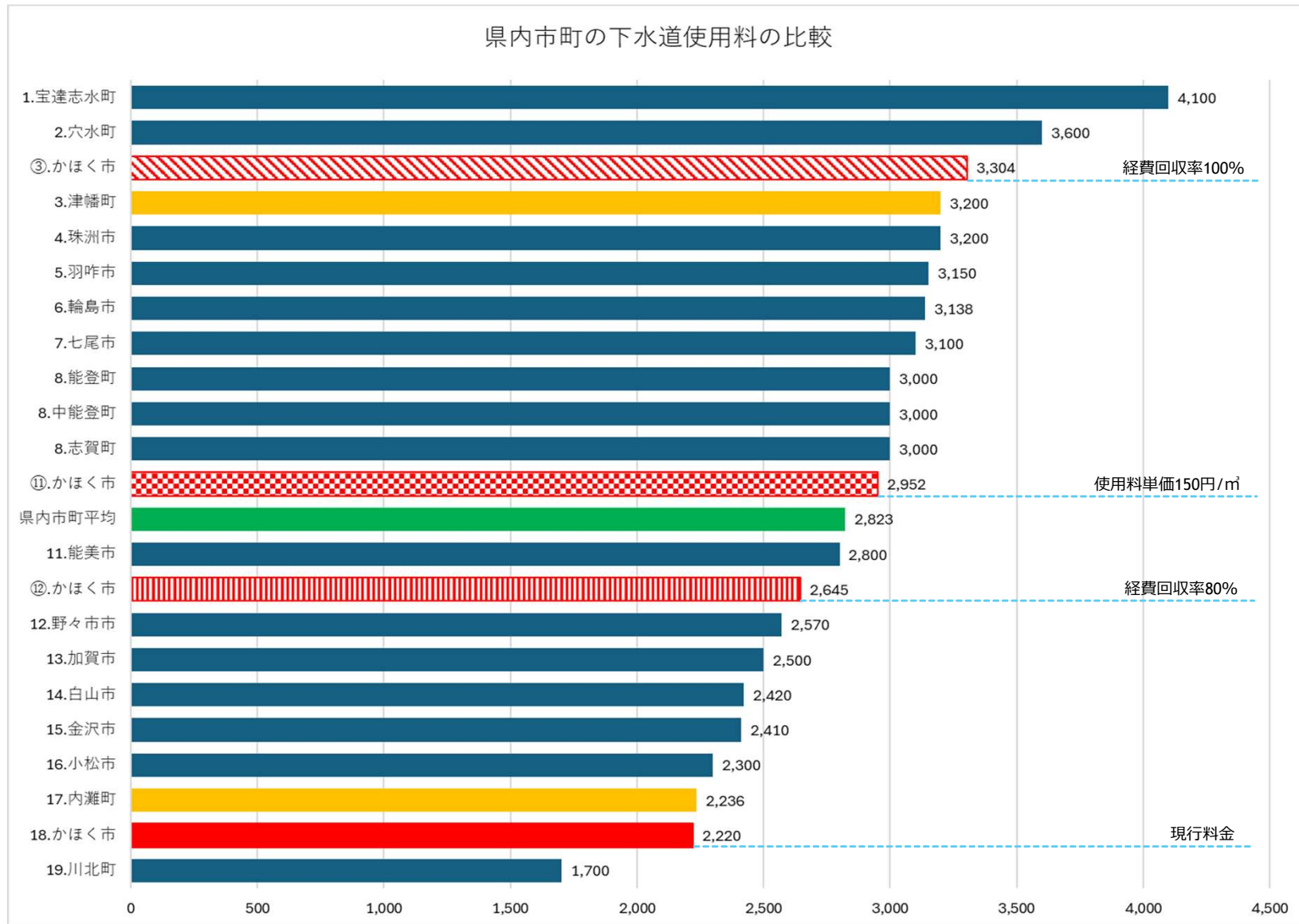
※ 28m³/月の使用料金の算定方法

前提条件：①家族4人（両親、子供2人）②一人当たりの1日の使用水量＝220ℓ(R6下水道経営戦略)

①4人/家族× ②220ℓ/人/日×31日/月＝27.3m³/月

3. 料金の改定案について

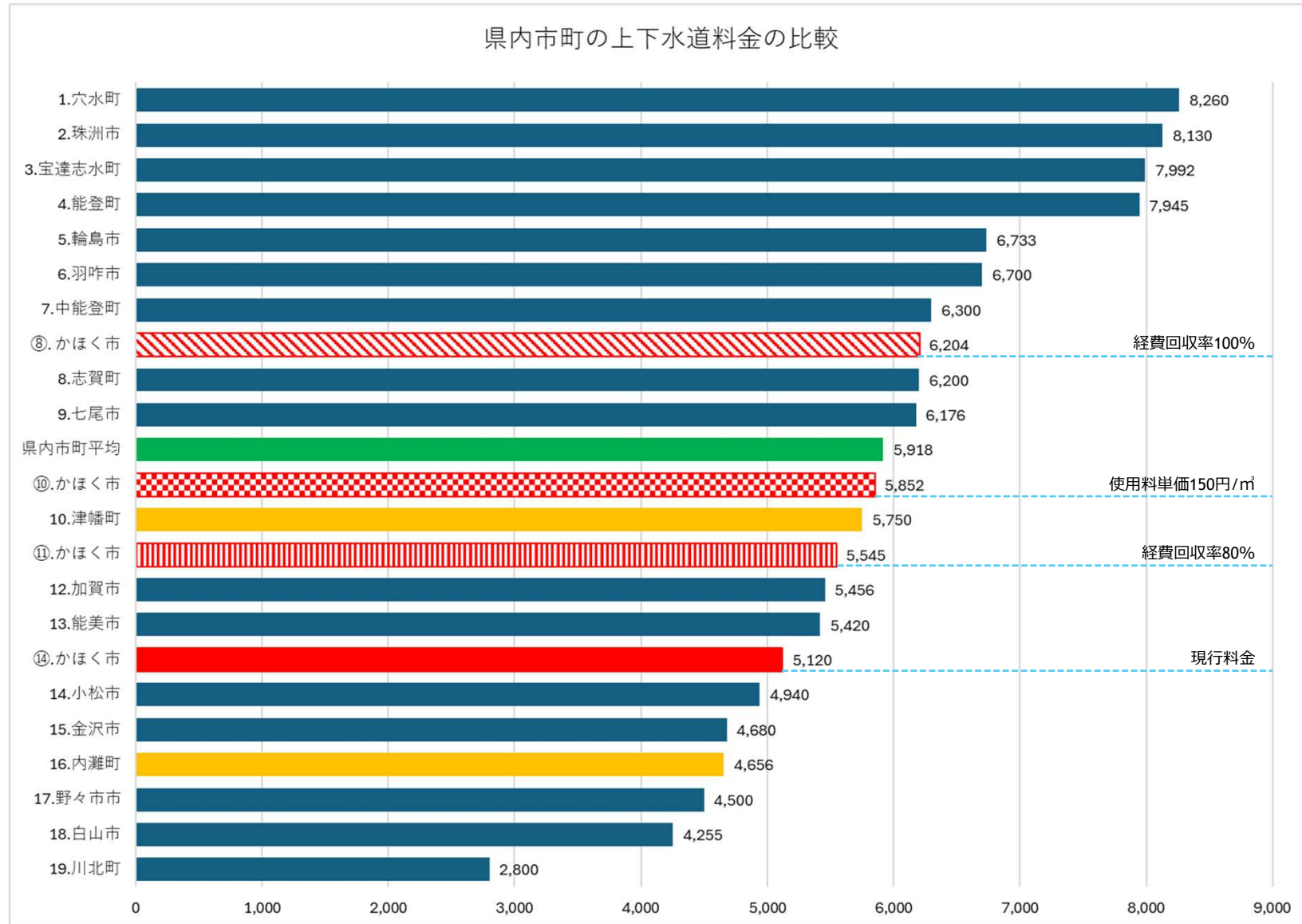
(参考) 県内市町の下水道料金の比較



価格の高い順（税抜き、単位：円）

3. 料金の改定案について

(参考) 県内市町の上下水道料金（合算）の比較



価格の高い順（税抜き、単位：円）

3. 料金の改定案について

(参考) 県内の下水道使用料改定状況

	下水道使用料（単位:円 水量20m ³ で算出）（税抜き）				
	改定前	改定後	値上額	改定率	改定日
かほく市（案①）	2,220	3,304	1,084	49.1%	R8.4.1
かほく市（案②）	2,220	2,952	732	32.9%	//
かほく市（案③）	2,220	2,645	425	19.2%	//
野々市市	2,200	2,570	370	16.8%	R4.9.1
中能登町	2,500	3,000	500	20.0%	R4.4.1
県内平均	—	2,823	—	—	

3. 料金の改定案について (参考) 今後の取り組みについて

利用者が 払う使用料	市民が払う税金 (基準外繰入金)			公費負担分 (基準内繰入金)
利用者が 払う使用料	市民が払う税金 (基準外繰入金)			公費負担分 (基準内繰入金)
利用者が 払う使用料	新たな収入源 の確保	汚水処理 経費の削減	市民が払う税金 (基準外繰入金)	公費負担分 (基準内繰入金)